

武豊町 3 月定例議会

梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第一の質問は、保健予防事業の拡充を求める問題についてであります。

疾病予防事業は、住民の健康を守るために、また医療費の増嵩を抑制するためにも重要な施策の一つであります。

住民の強いご要望に応じて、このほど子宮頸がんワクチンやヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の接種が始められました。

しかし、残念ながら成人・高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種は見送られています。

厚生労働省は、医療・保健助成事業のうち、長寿・健康増進事業の一環として、広域連合による高齢者の健康づくりに対し、特別調整交付金によって支援しており、愛知県後期高齢者医療広域連合もメニューに加えて実施しております。

肺炎は、日本人の死亡の第 4 位に挙げられており、高齢者では、加齢に伴い免疫機能が低下し、加えて気道の構造が変化して細菌性の肺炎に罹りやすくなると言われています。高熱や咳、呼吸困難など典型的な症状が乏しいことがしばしばあり、早期発見が遅れて重症化しやすくなるとも言われています。

また、高齢者は、糖尿病や心臓病、慢性呼吸器疾患など合併症を持っていることが多く、肺炎による死亡率は年齢とともに高くなっています。

高齢者の市中肺炎では風邪やインフルエンザのあと発症することが多く、しかも約 3 割は肺炎球菌による感染であることが知られています。

そして、手洗いやうがいの励行など、日常生活を工夫することとともに、罹っても重症化しないように予めワクチンの接種をしておくことが大切と言われています。

因みに、高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種助成事業は、知多地方 5 市 5 町のうち、平成 24 年度より実施を予定している半田市を含めれば、未だに実施する計画を持っていないのは武豊町と南知多町だけであります。

愛知県後期高齢者医療広域連合に参加している自治体として、被保険者である住民に対する助成制度の施策を排除することは、不当な差別的行政と言わなければなりません。

まもなく厚生労働省においても、現在の任意接種から定期接種へ移行する検討が進んでお

り、定期接種化するまで若干の期間のつなぎ措置でもあります。高齢者の長寿・健康増進のためにも、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業を本町においても実施するよう強く求めるものですが、見解を伺いたい。

次に、乳幼児用ロタウィルス予防ワクチンの接種事業についてであります。

ロタウィルスによる胃腸炎は、冬から春にかけて乳幼児を中心に流行し、下痢や発熱などを発症するもので、重症化するのを防ぐためにも予防ワクチンの接種が有効とされ、名古屋市では平成24年度から助成措置を講じて推進すると報じられています。

幼児は一週間近く、下痢や嘔吐が続くことが多く、ノロなど他のウィルス性胃腸炎より症状が重いうえ、長引く場合が多く、まれに脳症やけいれんなどの合併症が起きることもあると言われています。日本では毎年約八十万人の乳幼児がロタウィルス胃腸炎で受診し、その約一割が入院し、死亡例もあります。

大半が五歳までに経験し、インフルエンザに対するタミフルのような抗ウィルス薬はなく、治療はもっぱら、水分や電解質を補う対症療法で、水分補給や汚物の処理に追われる親の負担も大きく、汚物とともに排出されるウィルスは感染力が強く、体外に出て数時間は感染能力を保っています。わずかなウィルスが付いたおもちゃをなめるだけでも感染すると言われ、愛知医科大学の三嶋広繁教授（感染制御部長）は「衛生環境を整えても予防は困難で、ワクチンでの予防は非常に意味がある」と指摘しておられます。

ぜひ、本町でも乳幼児のため、健康のためにも、また子育て支援の一環としても、ロタウィルスの接種助成事業を実施すべきと考えますが、見解を伺いたい。

以上で、最初の質問を終わりますが、答弁の内容によっては再質問いたします。

町当局の答弁・再質問

小坂延夫厚生部長長答弁：大項目1の保健予防事業の拡充を求める中の1番目、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施されたいということでございますが、昨日の梶田進議員へのご答弁と基本的には同様であります。

重複する部分もあろうかと思いますが、若干の補足をさせていただきます。

高齢者用肺炎球菌ワクチンに対する国の動向であります。ご質問者をご承知のことと思いますが、厚生労働省が予防接種の見直しの方向性につきまして検討案を示しております。

その中で、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンにつきましては、今後の定期接種への移行を視野に入れながら検討するとしております。

水痘、水疱瘡ですが、おたふく風邪、B型肝炎、成人用肺炎球菌の4ワクチンにつきまし

では、定期接種化の必要性についてさらに検討するとしております。

また、本町では、高齢者のみなさんに対し、各種の福祉施策をトータルとして推進をしているところであります。こうした視点に立ち、さらに財政的な見地も踏まえまして、町政全般の政策推進の中で、それぞれ個別事業の可否につきましても、判断をしまいたいと考えております。

加えまして、県下の状況や近隣市町の動向、その費用負担のあり方や対象等も含め、いろいろな角度から検証してみたいと思います。そして、昨日も答弁をさせていただきましたが、その方向性につきましては、前向きに見極めて参りたいと考えております。

続きまして、小項目の2番目、5歳までのロタウィルス予防ワクチンの接種を実施されたいということですが、これにつきましては、1と同様であります。これも若干の補足をさせていただきます。

現在、ロタウィルスワクチンにつきましては、昨年7月1日とそれから今年の1月18日でございますが、国内でのワクチンの承認がなされております。このような状況を受けまして、厚生労働省所管の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会というところがございますが、そこでは予防接種法の中で定期接種にするかどうかなどの検討をする必要があるとしております。

これも昨日の答弁と同様でございますが、これらを勘案いたしまして、現段階では国の動向等も踏まえまして、また財政的な見地等も勘案する中で、助成のあり方も含めまして、その方向性について研究をしてみたいと考えております。

以上であります。

梶田稔議員質問：第一問の高齢者向けの肺炎球菌ワクチンの接種事業についてであります。

過日、これを担当している愛知県後期高齢者医療広域連合の事務局へ問い合わせしてみましたら、大変積極的に取り組んでおりまして、2月補正で1億6千万円余りの増額補正を行ったと教えていただきました。

私が、今の最初の質問の中で、差別的な対処・対応はやめてもらいたいと、平等に扱ってほしいという質問をいたしましたけれども、人によっては少し奇異に、何が差別だということで奇異に感じた方もおられるかも知れませんが、少し説明を含めてもう一度改めて求めておきたいと思っておりますけれども、大体8000円くらい接種の費用はかかるそうですけれども、知多5市5町では自己負担の少ないところでは1000円、高いところでは半田市が予定している5000円と、そういう助成額あるいは別の言い方をすれば自己負担額の差はありますけれども、南知多町と武豊町、常滑市は当初予算には計上しておりませんが、この夏頃には方向を確定するという事ですので実施の方向で検討しているようでありま

すけれども、まったく検討の余地なしという対応をしているのは南知多町と武豊町だけあります。

なぜ差別的かということ指摘したかといいますと、武豊町が手を挙げて実施しますと、極端な場合、全額自己負担です、けれども武豊町としては肺炎球菌ワクチン接種事業は実施しますと、その代わり全額自己負担ですよという場合を想定して見てください。

窓口で8000円必要です。しかし、武豊町には国からの特別調整交付金が、事業実施の手を挙げれば交付されてくるはずです。そうしますと、その分だけを考えても、私は事務局で確認した数字をもとに少し計算してみましたけれども、全体で後期高齢者の広域連合に加盟している75歳以上の被保険者は約70万人、21の自治体で県内で実施している自治体の被保険者の合計が約58%ぐらいになっております。

そうしますと、割返してみますと35万人を1億6千万円で割返してみれば答が出てきますけれども、400円か500円になりますね。100%接種を受けるわけではありませんので、約10%、接種率についてはいろんな数字が出ておりますけれども、少ないところでは一桁台、多いところで30%ぐらいの接種率で予算を計上しているところもありますけれども、おそらく10%程度ではないかというふうに思いますけれども、そうしますと国の特別調整交付金で助成を受ける金額は、おそらく一人当たり4~5千円になるんじゃないかというふうに思います。

そうしますと、武豊町の後期高齢者医療広域連合に加盟している75歳以上の被保険者は、国が推進しているその施策の恩恵を受けることができないということになりますね。

町が手を挙げて、この事業を実施しさえすれば、そういう財政措置も国がしているわけですから、その恩恵をなぜ武豊町の75歳以上の後期高齢者被保険者が受けることができないのか、それをなぜ閉じ込めてしまうのか、門前払いをするのか、私にはまったく理解ができません。

どうして、こういうことになるんですか。

新美周大住民課長答弁：広域連合の助成の関係でございますので、私の方から少し、議員がご説明された部分の金額について、ちょっと説明させていただきます。

さる今週の月曜日なんですが、3月5日に担当の課長会議がありまして、広域連合の補正予算関係の審議を含めた定例議会、2月9日に行われた結果を説明していただきました。

その結果によりますと、いまご説明いただきました厚生労働省の交付金の関係でございますが、若干この制度の概要を説明させていただきたいと思っております。

実際には、私ども愛知県広域連合の被保険者数は70万人弱、69万ちょっとでございます。これに対しまして、この事業の交付金は1億4千万円が限度というような規定でございます。

これは、厚労省等の限度額が決められております。

ただ、先ほど議員説明していただきました特別調整ございましたので、実際にはこの事業全体枠で相当金額が若干上乘せしていただいております。

具体的に説明させていただきますと、「簡単にやってよ」と発言あり）21市町村で事業実施が1億6千74万円ほどかかりまして、これに対する補助金は1億2千万円。そして、この事業は、事業実施した助成額、これに対しての補助でございます。

ですから、一人当たりとか、そういうやらない、やるという形ではございません。市町村が事業実施したものに対する補助になっておりますので、単価は若干いまご説明された数字とは違ってくると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

梶田稔議員質問：だから、私が指摘したんです。

事業を実施した自治体に交付されることは当然なことです。実施していないところに交付されるわけがありません。だから、言っているんです。武豊町が手を挙げないことによって、実施自治体に加えられないわけですから、この調整交付金は武豊町には交付されないということになる。

同じ保険料、7万円も8万円も、私たち武豊町の75歳以上の後期高齢者は保険料として払っているんですよ。なのに、武豊町が手を挙げないために、4000円、5000円の助成を受けることができない。こんな不当なことがありますか。

私の計算では、さっき、ばくっとした数字で言いましたけれども、1億6012万6千円の補正予算、これはいま課長が言ったように、事務費なども必要経費を含んで1億2千万とか3千万とかいう数字になるのかも知れませんが、私はこの交付金を全額使った計算をして割り返してみたんですけれども、武豊町が手を挙げれば22市町村になります。いま課長は21と言いましたけれども、現在実施しているのが21ですから、武豊町が手を挙げたと仮定して22自治体になります。そうした場合に、全体の被保険者は37万8500人余りになります。私の予測では接種率10%と先補申し上げましたけれども、それで計算しますと、一人当たりの助成額は4230円になります。

この分が、武豊町が事業を実施するという意思表示をしてこれに参加するだけで、4200円余りの助成が受けられるんです。

総額、接種費用が8000円かかったとすると、3000円なにかの負担で被保険者は受けることができる、ということになります。

なぜ、こういうこと（手を挙げないこと：梶田注）をするのかということを知りたいんです。もう一度、ご説明ください。

新美周大住民課長答弁：私の解釈がいけないのか知りませんが、議員のご質問の中で、事業実施をする、手を挙げる、ということで事業をやって、その結果に対する助成でございますので、手を挙げなければ補助は当然ございません。

そして、実際に、先ほど数字を細かく言わなかったんですが、実際に事業実施をされたところで、助成額いくらか出します、それに対しての助成対象でございますので、実際入ってくる額の金額においては、結果としてこの3月5日の課長会議でいただいた資料だと7割程度が交付金でいただけた結果になっております。

ただ、3割部分は当然町が持ち出し、また市が持ち出しというような形の結果の資料ができてきております。

梶田稔議員質問：同じことの答弁をしておりますね。

町の持ち出しが3割といっても、7割は助成でまかなわれるということになりますね。ですから、本人負担が7割にしても、私の計算では4000円余りで、じゃあ7割だというふうに妥協するにしても、2800円ですよ、4000円の7割と言えば。それだけは助成されているんじゃないですか。

ですから、いずれにしても、武豊町が事業実施の意思表示をしないがために、それだけの不利益を被っているという事実は、その金額の多寡は若干の前後があるかも知れませんが、何千円かの不利益を武豊町の被保険者は被っていると言わざるを得ないんですけれども、もう一度。

新美周大住民課長答弁：被保険者の不利益というのは、いま仰いましたけれども、8000円の接種金額だとします。4000円自己負担します。これに対してお金が出るわけではございません。

私どもが、助成した4000円、これに対しての額が、いまのこの交付金で返していただくものですから、被保険者にこの形で不利益という形は、助成額は変わりません。後で支給されるものではございませんので、ちょっと違うかなと私は解釈しているんですが。

梶田稔議員質問：何を考えて言っているんですか。

4000円自己負担する、4000円町が負担する、その4000円に対して7割助成がある、そうすると結果として、武豊町は1200円の町の持ち出しで済む。

それを、そうではなくて、4000円なら4000円持ち出して当たり前じゃないですか。そうして、その分を被保険者の助成にカウントするということであれば、本人負担は1200円だということになるんですね。

ですから、本当に町がやる気になれば、被保険者の健康増進にこの高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種は大きく役立つというふうに思うんです。そんなに、財政、財政というほどのことではない。

後期高齢者医療広域連合のホームページに、肺炎球菌に罹りやすい年齢というデータもアップされておりますので見ましたら、人生70年80年の間で、二つの山が描かれているんですね。

一つ目の山は小児用肺炎球菌ワクチンで事業を行っている1歳から2歳くらいで一つのピークがある。もう一つのピークは70歳で、もう一度、この1歳以上の高い山ができています。これは、広域連合自身がホームページで示しています。

ですから、広域連合も、こうしてPRして、小児用ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチン、両方大事です。そして、丁度タイミングも良く厚生労働省が特別調整交付金を支給すると、交付するという財政措置も執られたという、こういう国を挙げて県を挙げて取組を進めている事業に、なぜ武豊町は手を挙げないんだと。

しかも、知多5市5町の中で、恥ずかしいと思いませんか、南知多町と武豊町だけです。なぜ、やらないんですか。

小坂延夫厚生部長答弁：先程来、ご答弁させていただいておりますように、まず、差別的というお話で整理をさせていただきますと、課長、申し上げましたように、市町村の持ち出しがなければ当然ですが助成対象にならないというのが1点目。

それから、当然ですが、選択制ということもありますし、他の公費補助の問題、それから当然であります、将来も見てトータルでやらなきゃならないということであって、私どもは差別的だというふうに思っておりませんし、且つ、昨日の進議員の中でも話させていただきましたように、単年度事業のようでありまして23年度の補正であります。

それから、課長会議では24年度は確定しておりませんという話しも聞いておりますので、方向としてはある程度理解はできますが、継続する助成ではないということと、それから何度も申し上げますが、トータルとして公費の助成の中でいわゆるヒブも含めてですが、接種についてどうあるべきかを考えて判断をして参りたいというふうに思っております。

以上であります。

梶田稔議員質問：何か、勘違いしているんじゃないですかねえ。

厚生部長、最初に答弁されたように、厚生労働省は確かに23年度単年度の助成ですね。しかし、審議会の専門部会で検討しているのは、定期化へ向けて検討しているんですよ。それは、もう時間の問題であることは当然でしょう。誰が考えたって、24年度あるいは25

年度ぐらいに定期化されるというようなことは、もう既定の事実ですよ。

それで、なぜ、23年度手を挙げないのか、24年度手を挙げないのか、これはまさに1年とか1年半とか長くても2年という、まさに繋ぎの施策ですよ。

そういう高齢者の健康増進に関わる重要な施策、この予防接種事業というのは、前にも指摘しましたけれども、医療費の増嵩を抑える非常に大きな役割も果たしている。単に高齢者の健康だけじゃなくて、医療保険にも大きく貢献する接種事業ですね。

将来にわたって財政計画というけれども、1年2年のことがなぜできなんですか。定期化は、もう目の前ですよ。

小坂延夫厚生部長答弁：まず、先ほどもご答弁させていただきましたが、成人用肺炎球菌ワクチンにつきましては、定期接種化の必要性についてさらに検討するというふうに言っております。

ですから、言葉はいろいろあると思いますけれども、まだ確定しているというふうには私は思っておりません。当然、定期接種化していただきたいと思っておりますし、諸般のいろんな先ほどさらに答弁をさせていただきましたが、いろんな状況を鑑みましてその方向性につきましては前向きに見極めて参りたいという答弁もさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

梶田稔議員質問：もう、答は1年か2年経てばはっきりするわけですから、この記録は会議録に記録されますし、テレビにも記録されていることですから、いまの部長・課長の答弁が1年2年後に答えが出た段階で赤面することのないように、心しておってほしいということだけ指摘しておきたいと思います。

もう一つ、時間が過ぎているんで、一言だけ指摘しておきますけれども、県下の情勢だとか近隣市町の動向だとかいろいろ言います。中身、財政的な検討する必要があると。

武豊町の財政をどう見ているのか、私には全く不思議に思うんですけども、町長は本定例会の冒頭で諸般報告をされましたけれども、23年度の決算見込みでは6億円の実質収支、次年度への繰越が約2000万円あるんで、実質収支は5億8千万円だと、基金への積み立てが2億円だと。これは、23年度の決算が黒字だと、しかも半端な金額じゃないでしょう。5億6億という黒字を出している。

これは、今年だけじゃないですよ。ずーと、歴年のここ数年、私は合併以来の50年以上のデータをリストアップしましたけれども、ここ数年を見たら、平成22年度は、実にいわゆる歳計収支というのか歳入と歳出の差額は11億9934万1千円、実質収支、基金へ繰り入れたのが8億5千万円繰り入れている。そういう数字、間違いはないですね。

平成21年度、その前の年、実質収支が7億6322万、基金へ4億5千万円繰り入れている。そういう措置を、去年も一昨年もとって、今年も6億円の黒字だと。

しかも、今回上程されている平成23年度補正予算では、法人町民税が5億円新たに入ってきて増額補正をする。

何か、ある職員は、武豊町は3年か5年で無くなってしまふんじゃないかと、溶けて無くなってしまふんじゃないかというような極論をはいた職員がみえますけれども、そんな事態に武豊町の財政はない、そんなことはあり得ない。

町長は、今後15年間の財政状況のシミュレーションを、職員に命じて作らせたそうですけれども、わずか経済動向に明るさが見えただけで、5億の町民税が入ってくるんです。

武豊町は、幸いにしてそういう健全な産業構造になっていて、リーマンショックにおいてもわずかなショック、マイナスで経過し、今年の補正で5億円も増額補正をするという事態でしょう。

どこに、心配があるんですか。もし、こういう財政状況で火の車だと言うなら、財政運営に余りにもお粗末だと言わざるを得ない。その点だけ、指摘しておきたいと思います。

次の乳幼児用のロタウィルスですけれども、これも同じことですね。厚生部長が、同じように高齢者用肺炎球菌ワクチンのことと答弁の内容は同じだと言ったんで、同じことを指摘しておきますけれども、これは、厚生部長はトータルで福祉の増進をと言うんだけど、実際に健康に不安を抱え、あるいは暮らしや営業に不安を抱えている人たちに手をさしのべる、というのが地方自治法を引くまでもなく地方自治体の基本的な責務、福祉の増進、そういう施策でしょう。

トータルで何か良いことをやってるから、個々の問題では目をつぶってくれ、これは行き届いた行政とは言えない。本来の地方自治体の責務を果たす、その上で知恵を働かせる、手立てを取る、これが地方自治体の本来の行政のあり方、税金の使い方。

これは法人・個人を含めて、税金は、いま丁度確定申告の時期ですけれども、住民が本当に汗水垂らして納めた税金です。住民のために使うことは当たり前です。

そういう点だけ指摘して、時間がありませんので、次の質問に移りたいと思います。

第二の質問は、入札制度を改善し、町発注の公共工事を町内業者優先に推進する問題についてであります。

長引く不況の中で、中小業者の暮らしも経営も、かつてなく厳しい状況に置かれています。「せめて町発注の公共工事は、町内業者に請け負わせてほしい。」という切実な声が寄せられています。

私は、平成23年度の町発注の公共工事のうち、土木・建築関係の入札執行状況と知多5市5町の入札方式調べを資料として添付して、武豊町入札参加資格者名簿に記載されている

3 1社にアンケートを送り、ご意見を寄せていただきました。

現在の経営状況をお尋ねした項目では、昨年比 - 15%、- 20%と答えた方や、今のところ横ばいだけでも、昨年は一昨年に比べて - 20%で厳しさには変わらないなど、長引く不況の中で厳しい経営を余儀なくされている実態が寄せられています。

入札制度の改善については、「事後審査型一般競争入札を主とした現行方式でよい」と答えた方が1件ありましたが、他は、「他の市町のように指名競争入札をもっと増やし、町内業者を優先すべきだ」「工事の分離・分割発注を強化し、町内業者が参加しやすい条件を整えてほしい」と改善を求める声が多く寄せられました。

若干の点をご紹介しますと、例えば、

「町外業者の単独ではなく、町内業者とのJVを条件にするなどしてほしい。」

「公園等の管理業務委託の入札を増やしてほしい。」

「金額の面のみで業者決定をするのは、安かろう悪かろうになる恐れがあります。施工程度に不備があれば、職員も勇気を持って指示し、ペナルティを課す様に指導願いたい。」

「設計価格の歩切りを廃止してほしい。」

「武豊町として、今後の町内建設産業をどのように位置づけるかが重要。今のままでは、ゼネコンのみならず下請けの技術者（職人）達は衰滅していく。地域に社会基盤整備、災害時の復旧作業、多数の労働者の雇用を担う地元建設業者の育成を主眼にした施策・制度づくりが不可欠である。」

「半田市の一般競争入札の参加条件として、『半田市発注工事の受注実績1500万円以上』と定められ、市内業者育成の方針を見て取ることができる。まずは、入札参加要件として、原則町内業者、エリアを拡大しても知多半島内業者に限るとすべきである。施工難易度からしても、これらの業者で十分対応可能である。」

「地元住民から徴収した税金は、地元業者を通じて地元住民へ環流されるべきである。そうした中で、地域の建設産業も育ち、活動し続けることが可能である。」

等々、貴重なご意見・ご要望が数多く記入されていました。

また、資料として添付した入札執行状況と入札方式調べは、私のホームページにアップしてありますのでご覧いただきたいと思いますが、入札方式では知多5市5町のうち、武豊町・東浦町・阿久比町がほとんど事後審査型一般競争入札であるのに対して、半田市など他の5市2町はほとんど指名競争入札となっています。

そこでお尋ねしますが、現行の事後審査型一般競争入札主体の入札を改め、地元貢献度等を配慮した指名競争入札制度として、町内業者が町発注の公共工事を請け負いやすく改善されたい。

また、町内業者JVの受注を可能にするよう、入札実施要領等を改訂されたい。

以上で第二の質問を終わりますが、答弁の内容によっては再質問いたします。

町当局の答弁・再質問

初山芳輝町長答弁：梶田稔議員から、入札制度に関連しまして、現行の入札制度を改善して町内業者優先の入札制度の推進につきまして、2点ご質問いただきました。

私からは、1点目の事後審査型一般競争入札主体の入札を改め、地域貢献度を配慮した指名競争入札制度にして、町内業者が町発注工事を請け負いやすくというご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

入札制度の改善は、ある意味、山頂の見えない課題とも言えるものでございまして、本町におきましても、これまで幾度となく議論をさせていただき、改善を図って参りました。

現在、本町が実施をしております入札方法のほとんどは電子入札で行う一般競争入札でありまして、平成20年度に導入してから4年が経ちます。

この一般競争入札は、大きく分けて3つの方法で実施をしております。

そのうちで中心となるのが、議員が取り上げておられる事後審査型一般競争入札であり、本町の場合は予定価格がおおむね1億5千万円未満の工事でこの方法をとっております。

また、その他の方法には、おおむね1億5千万円以上の工事を実施する制限付き一般競争入札と今年から試行導入した総合評価落札方式があります。

入札の件数では、事後審査型一般競争入札がほとんどを占めております。平成22年度の実績では、発注工事74件のうち63件、今年度においては発注工事53件のうち45件を事後審査型で実施をしました。

このうち、町内業者が請け負った件数は、22年度が63件中60件、今年度は45件中43件であり、町内業者の落札率はいずれの年も95%を超える高率となっております。

また、今年度から新たに試行しております総合評価落札方式は、入札金額だけの競争ではなく、地域貢献度や社会性等に応じた評価点を加算して、総合的な評価により落札者を決定する制度であります。

今年度は2件の入札を試行し、いずれも町内業者が落札をしております。

議員が提案されている指名競争入札は、ご案内のとおり、平成19年度までは本町でも主流としていた入札制度であります。

しかしながら、指名業者の選定や予定価格を巡る贈収賄事件や談合疑惑、あるいは落札価格の高止まりなどが全国的に大きな問題となったこともあり、国の示している方針に則り、20年度から一般競争入札に移行した経緯があります。

私どもは、現行の一般競争入札は以前の制度より、透明性や公平性、競争性などの面で明らかに優れていると考えております。

また、町内業者の受注率も大変高い結果となっておりますので、現時点で指名競争入札に戻すことはいかなるものかと思っております。

なお、町内業者の保護、育成につきましては、町のホームページに掲載してある入札関連

のお知らせをご覧いただければ一目で分かりますように、公共工事が年々減少を続けている実態や近年の厳しい経済情勢を十分に考慮しまして、様々な配慮をしているところであります。

例えば、極めて特殊な工事を除きまして、2500万円以下の工事はすべて町内業者のみの発注をしております。

また、実態として、5000万円以下の工事につきましても、基本的に町内業者のみの入札制度をとっております。

今後につきましても、最少の経費で最大の効果を挙げるといふ、行政運営の大原則と町内業者の保護・育成の両立を図っていくことで、多くの住民のみなさんのご理解をいただけるものと考えております。

私からは、以上であります。他のご質問につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしく申し上げます。

高須直良総務部長答弁：2点目の、町内業者のJVの受注を可能にという点であります。

JV、共同企業体による入札参加につきましては、本町では、予定価格がおおむね1億5千万円以上の制限付き一般競争入札におきまして、第二構成員が町内業者である場合に限り参加を認めております。

従って、実際に当該入札に単体では参加できない町内業者は、JVで入札参加をしているのが実態であります。

なお、工事金額の小さい事後審査型においては、多くの町内業者が単体で参加していただいていることは、先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上です。

梶田稔議員質問：これも第一問と類似したところがあるんですが、入札執行方式調べをしてみたところ、知多市5町の中で、質問の中で指摘したように、阿久比、東浦、武豊の3町だけと、あとの5市2町はいずれも指名競争入札で、半田市などは明確に市内業者を優先するという方式をとっていると。

先ほど、町長は国の方針に従って、透明性、公平性、競争性を確保するために導入して、現在、さしたる問題はないというご答弁でしたけれども、いまの町内の業者のみなさんの生活と経営の実態をどう把握しているのでしょうか。

まさに今確定申告の時期ですけれども、町内の業者は悲鳴を上げているという、嘆きの声といえますか怒りの声といえますか、上げているんですね。どうしても、帳尻を赤字にすると、それこそ入札にも参加できない、金融機関からの金融もままならないということで、例えば、事務所で働いている奥さんの給料はゼロにする、社長の給料も半分にする、場合によっては社長の給料もゼロにして帳尻を黒字にするために四苦八苦しているという声が、現実の声として聞かれます。

そういう中で、いま実施していることはさしたる問題はないからというのではなくて、私に言わせれば、町内業者の実態が見えないままよしとしているんじゃないかと言わざるを得

ません。

そういう点で、武豊町の入札参加資格者名簿を見ますと、東京、大阪、鳥取、石川、まさに全国から1102社登録しているんですね。

いま町長は、落札業者は95%以上が町内業者だと、だから大丈夫なんだと言いましたけれども、たまたま今年、去年はそうだったかも知れませんが、入札参加の条件としては1100社もその参加資格を持って、電子入札をできる条件が整っているんです。

いまそういう状況だから安心だと言っておられますか。おれないから、安心しておれないから、業者のみなさんが声を挙げているんです。

そういう痛みを分かる、本当の意味で温かみのある行政運営、財政運営を、地方自治体はしなければならない、これが責務だということを改めて指摘しておきたいと思います。

そこでお尋ねしますけれども、総合評価方式はいま説明がありました。

それで、共同企業体のことは、私の質問の趣旨が十分に伝わっていなかったかも知れませんが、少し金額の大きい工事を単独の、経審との関係で入札に参加できない企業が、二つ三つ町内の小さい業者がJVを組んで、入札に参加するということを、町がイニシアを執ってぜひ、これは少し大きい工事だけでも、みなさん、二社三社手を組んで入札するようにしたらどうですかという、言うなれば温かい指導をしてほしいと思うんですけれども、していただけますか。

高須直良総務部長答弁：ちょっと話がずれてしまうかも知れませんが。

先頃、国から、東日本大震災の影響で、弱小と言うか、規模の小さい事業者がJVを組んで地元の受注に参加できるようにという方針が示されまして、その情報をちょっと得ておりますが、武豊町で該当するかどうか、ちょっとまだ把握をしておりません。おそらく該当しないと思いますが、もし該当するのであれば、それはやるという約束ではなく検討はさせていただきます。

梶田稔議員質問：ぜひ検討して、名実ともに、町発注の基本的な工事、町長が指摘したように、特殊な工事は別にして、いま前田のJRの踏切のところでパイプを通していているような、ああいう特殊な事情のあることは随意契約なりでやむを得ないと思っておりますけれども、それ以外はぜひ検討して、町内の業者が請け負うような条件を整備していただきたいというふうに思います。

もう一つ、業者との懇談の中で出されたことですが、新産業立地促進奨励金がこの4年間で、今年の当初予算を含めて、ラクオリア創薬には、実に1億2880万3千円、千代田合成には、今年と来年度で347万6千円、こういう奨励金を出しております。

ラクオリアは、資本金が84億円という大企業です。

こういうところへ助成をするのではなくて、中小企業、零細企業が設備資金を投資する場合に助成してほしいという強い要望がありますけれども、この奨励金を振り替えて、町内業者の投資に援助する措置を執る強い要望がありますけれども、検討していただけますか。

高須良直総務部長答弁：いろんな業者、企業の助成制度がありますので、それは個別に検討していきたいと思います。

一つだけお話をしておくと、ラクオリアについては、1億数千万円というお話がありました。これにつきましては、基本的に土地と建物の固定資産税分を、後日、奨励金でお渡ししている。

いまラクオリアが使っておりますのは、現在、ファイザーファームですね、その建物を借りて使っているということで、仮にラクオリアがなければ、それが取り壊しになったとすれば、税は入らないわけです。

ですから、それが今も残っているか、ラクオリアがない場合、取り壊されているかは分かりませんが、少なくとも家屋についてはそういった側面もございます。

ですから、見かけ通りの額面ではないということと、ま、ここまでにしておきます。

以 上

梶田注：ここまでで50分の制限時間となり、第三問として通告してあった「平成24年度予算関連事項：精神障害者医療費助成制度の拡充を求める」問題については、質問することができませんでした。